

杉並区立桃井第一小学校支援本部規約

(名称)

第1条 この組織は「杉並区立桃井第一小学校支援本部」と称する。

(目的)

第2条 桃井第一小学校の教育活動の充実・発展のために、また、桃井第一小学校周辺地域との協力体制の構築のために必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 桃井第一小学校支援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、教育活動支援
- 二、総合的な学習の時間に関する支援
- 三、特色ある教育活動に関する支援
- 四、安全・安心に関する支援
- 五、緑に関する支援
- 六、読書活動に関する支援
- 七、土曜日や放課後に関する支援
- 八、その他、校長・学校が求める学校支援の内、本組織が認めたもの

(組織)

第4条 本部役員は地域の有識者・同窓生・その他、校長からの推薦者を含めた数名で組織する。

(役員と職務)

第5条 本部には次の役員を置き、職務は次のとおりとする。

- 一、事務局長、副事務局長…学校との調整を図り、事業全体の運営にかかわる。
各所掌事業からの報告を受け、区教委への報告などを行なう。
- 二、会計…各所掌事業内容に応じた予算執行を管理・監督する。
- 三、庶務…支援本部の活動を知らせる。事務局発行の書類の作成
- 四、監査…各事業の監査をする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。しかし、転居あるいは健康上の理由・家庭における諸事情等により任務の遂行が困難になった場合はその職務を辞することができる。

(会議)

第7条 学校支援本部役員の会議は、(隔月に1回実施する)定例会議と、必要に応じて開催する臨時会議を実施する。

(守秘義務)

第8条 役員は、個人情報等事務遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。

(検証と評価)

第9条 年度末には、学校支援本部が適切かつ有効に運営されているかを評価し、次年度の各事業に活かすこととする。

(監査)

第10条 本会に監査1名を置き、各事業の監査結果を区教委、学校長、事務局長に報告する。また、会計監査は各学期末に行う。

この規約は平成22年9月1日より施行する。

改正 平成27年3月25日

この規約は平成27年4月1日から施行する。